

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の発生により、県外への教育旅行の実施が難しくなっている県内の学校に対して、南部地域への体験教育旅行を促すことで、県内の児童・生徒に改めて豊かな自然等を有する南部地域の価値を認識してもらうとともに、南部地域の経済の回復を図ることを目的に創設した、南部地域体験教育旅行促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び地域連携部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第241号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。
- (2) 児童・生徒 学校に在籍する児童、生徒及び学生をいう。
- (3) 体験教育旅行 県内の学校が学校行事として企画し、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に校外で実施する遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等(令和5年2月28日以前に出発し、令和5年3月1日以降に帰着するものを含む。)であって、自然、歴史、文化等の体験等により、南部地域への愛着を育むもの又は南部地域での学びの機会となるものをいう。
- (4) 南部地域 伊勢志摩・紀勢地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町及び大紀町をいう。)及び東紀州地域(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町をいう。)の13市町をいう。

(補助対象事業)

第3条 県内の学校が南部地域において行う体験教育旅行(以下「補助事業」という。)を補助金の交付の対象とする。

- 2 補助事業は、国の補助金等及び県の他の補助金等(それぞれ別に定めるものを除く。)の交付を受けないものを対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、県内の学校(県立学校を除く。)又は県内の学校から依頼を受けて補助事業を企画、実施する旅行業者等とする。

(補助対象者区分、補助事業区分、補助金額)

第5条 補助対象者区分、補助事業区分及び補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助する。

2 補助金額の合計が、補助事業に係る経費の合計額から市町等の補助金等を除いた額(以下「実費額」という。)を上回る場合は、実費額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の実施期間ごとに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、体験教育旅行に出発する日の属する月の前月10日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の日曜日、土曜日及び休日でない日)までに知事に提出しなければならない。

(1) 旅行行程表その他の体験教育旅行の内容が分かる書類の写し

(2) 申請者が県内の学校から依頼を受けて補助事業を企画、実施する旅行者等である場合にあっては、県内の学校から依頼を受けたことが分かる書類(依頼文、契約書等)の写し

2 前項の規定にかかわらず、体験教育旅行に出発する日が令和4年4月1日から同月30日までの間にあるときは、前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、令和4年4月11日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急な行程の見直しが発生するなどした場合においては、体験教育旅行に出発する日の前日(当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日の直前の日曜日、土曜日及び休日でない日)とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 この補助金の交付決定には次の条件を付すものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(平成22年1月1日施行。以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告するこ

と。

(交付申請の取下げ)

第 8 条 前条の交付決定に不服がある場合における、規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内とする。

(補助金の変更申請)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助金変更交付申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 補助金額が増額となる変更

(2) 補助目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

3 知事は、第 1 項の変更を承認したときは、補助金交付変更決定通知書（第 4 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、天災等のやむを得ない理由で補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（第 6 号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

第 12 条 補助事業者は、知事が必要であると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、状況報告書（第 7 号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一

部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又は付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (4) 国の補助金等又は県の他の補助金等（それぞれ別に定めるものを除く。）の交付を受けたとき。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

(補助事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表その他の体験教育旅行の内容が分かる書類の写し
 - (2) 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類の写し
 - (3) 補助事業に係る経費の領収書等の写し
 - (4) 補助事業に係る経費の一部に市町等の補助金等を充当する場合にあっては、当該補助金等の金額が分かる書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認めた書類
- 2 前項の規定は第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、補助事業者から前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定を受けた後に、補助金請求書（第10号様式）により行うものとする。

(補助事業に係る経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の

属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(非常時の対応)

第18条 新型コロナウイルス感染症の拡大により県内に緊急事態宣言が発令された場合等、非常時においては、交付申請の受付を停止することがある。

(その他)

第19条 補助金の交付等に関し、この要領及び規則並びに要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月7日から適用する。
- 2 この要領による改正前の南部地域体験教育旅行促進事業費補助金交付要領に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年10月19日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象者区分	補助事業区分	体験教育旅行実施場所別の 参加児童・生徒1人当たりの補助金額	
1 東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町）内の学校	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域	1,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域	1,500 円
2 伊勢志摩・紀勢地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町及び大紀町）内の学校	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域	1,500 円
		伊勢志摩・紀勢地域	1,000 円
3 上記を除く県内の学校	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域	2,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域	1,500 円
4 県内の学校	南部地域内での1泊以上の宿泊を伴う体験教育旅行	上記単価に3,000円を加算	

実際に体験教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、教員等引率者を除く。
補助金額は実費額を上限とする。